

保育の実施継続確認についてよくある質問

No.	区分1	区分2	Question	Answer
1	継続確認	制度	「保育の実施継続確認」の目的は何ですか。	①現在の保育要件に変更がないか ②来年度も今の園を継続して利用するか別の園へ転園を希望するかを確認するために毎年10月～11月に実施しております
2	継続確認	制度	「保育の実施継続確認」は何に基づいて実施されますか。	子ども・子育て支援法第22条及び施行規則第9条に基づく調査となります。
3	継続確認	制度	「保育の実施継続確認」に回答（提出）しない場合はどうなりますか。	保育要件が確認できないため、退園となる場合があります。
4	継続確認	制度	市外に住民登録がありますが手続きは必要ですか。	松戸市での手続きは不要です。継続の確認や転園の希望についてはお住いの自治体での手続きが必要です。住民登録のある市区町村へお手続きの確認をお願いします。
5	継続確認	手続き	就労証明書に有効期限はありますか。	就労証明書の有効期間は6か月となります。証明日が4月1日から遡って6か月以内となる10月1日以降の就労証明書をご準備ください。
6	継続確認	手続き	兄弟姉妹を同時に申請できますか。	1児童あたり1申請が必要です。おひとりずつ申請をお願いします。
7	継続確認	手続き	一度申請を実施しましたが、変更したいです。	【転園申請について】 希望園の変更や兄弟姉妹の条件変更については11月末までに松戸市オンライン申請システムから申請ください。  【転園申請の部分以外】 申請を一度取下げ、修正後に再度申請いただくことが可能です。ただし、申請期限後は修正ができなくなります。その場合は保育課（047-366-7351）までご相談ください。
8	継続確認	手続き	保育要件について変更がありました但し手続きは必要ですか。	保育要件に変更がある場合は速やかに認定変更申請が必要となります。要件確認書類をご準備の上、松戸市オンライン申請システムから認定変更申請を行ってください。（「保育の実施継続確認」とは別に申請が必要です）
9	継続確認	手続き	会社の就労時間が変更となりましたが手続きは必要ですか。	【認定時間に変更がない場合】 世帯状況等変更届にて就労時間が変更した旨の申請（新しい就労証明書を添付）が必要です。松戸市オンライン申請システムからの申請を行ってください。  【認定時間に変更がある場合】 認定時間の変更申請（新しい就労先の就労証明書を添付）が必要です。  ※認定時間とは 短時間認定・・・1か月あたりの就労時間が実働64時間以上120時間未満 標準時間認定・・・1か月あたりの就労時間が120時間以上
10	継続確認	手続き	転職しましたが手続きは必要ですか。	【認定時間に変更がない場合】 世帯状況等変更届にて就労場所が変更した旨の申請（新しい就労先の就労証明書を添付）が必要です。松戸市オンライン申請システムから申請を行ってください。  【認定時間に変更がある場合】 認定変更申請にて認定時間の変更申請（新しい就労先の就労証明書を添付）が必要です。松戸市オンライン申請システムから申請を行ってください。  ※認定時間とは 短時間認定・・・1か月あたりの就労時間が実働64時間以上120時間未満 標準時間認定・・・1か月あたりの就労時間が120時間以上
11	継続確認	手続き	会社を辞めましたが保育園の利用継続はできますか。	保育所（園）を利用するためには保育要件（障害疾病、求職活動等）が必要となります。保育要件の確認書類をご準備いただき認定の変更申請を行ってください。なお、次のお仕事を探す場合は「求職活動要件」に該当しますが、2か月以内に新しい就労先を探していただき、3か月目までに就労証明書を提出してください。（求職活動への切替後3か月目までに就労証明書の提出がない場合は退園となります）
12	継続確認	手続き	世帯に変更がありました但し手続きは必要ですか。	世帯等変更届の提出が必要となります。（世帯員の転出、転入による変更を含む）
13	継続確認	手続き	ひとり親になりました。手続きは必要ですか。	ひとり親であることの申立書が必要となります。申立書及びお子様の戸籍謄本を提出してください。

14	継続確認	手続き	生活保護を受給し始めました。	世帯状況の確認2「生活保護を受給していますか」で「はい」を選択して「生活保護の受給開始日」を入力してください。また、申請にあたり「生活保護受給証明書」の添付が必要です。生活保護受給証明書については生活支援課の担当者にご依頼ください。
15	継続確認	手続き	生活保護が廃止となりました。	世帯状況の確認2「生活保護を受給していますか」で「いいえ」を選択してください。場合により担当から保護廃止決定通知もしくは生活保護受給期間の記載のある生活保護受給証明書の提出を求められることがあります。
16	継続確認	手続き	転出を予定していますが手続きは必要ですか。(来年度の保育所(園)等の利用はなし)	継続希望の欄については「利用希望しない(年度内にて退所)」、退所(園)理由は「転出予定」を選択してください。小規模保育施設又は2歳児クラスまでの民間保育園を卒園する児童を除き、退所(園)届の提出が必要です。なお、松戸市から転出を予定していますが、転出後も利用を希望する場合は保育課までお手続きをご確認ください。
17	継続確認	手続き	幼稚園への進級を決めました但し手続きは必要ですか。(来年度の保育所(園)等の利用はなし)	継続希望の欄については「継続利用を希望しない(年度内にて退所)」、退所(園)理由は「幼稚園に入園予定」を選択してください。小規模保育施設又は2歳児クラスまでの民間保育園を卒園する児童を除き退所(園)届の提出が必要です。
18	継続確認	転園	現在、転園希望(保育所変更届)を申請済みですが、継続確認でも転園希望を申請しないといけませんか。	保育所変更届は年度内(3月まで)のみ有効な申請となります。4月からの転園を希望する場合は「保育の実施継続確認」においても転園希望の申請が必要です。継続確認にて転園申請がない場合は、4月以降の選考が行われないためご注意ください。
19	継続確認	転園	「保育の実施継続確認」で転園希望をした場合の結果はいつ頃わかりますか。	継続確認にて転園希望をした場合は、4月新規申込みの児童とあわせて選考いたします。1次選考の結果については2月初旬に保護者あてに通知し、2次選考の結果については転園内定となった場合のみ3月初旬に承諾通知を発送いたします。転園ができなかった場合は3月下旬に利用している保育所(園)の継続利用に関する承諾通知を園を通じて通知いたします。
20	継続確認	転園	継続確認にて転園希望をしましたが4月以降も現在の保育所(園)で継続利用に変更したいです。	11月末日以降については、4月選考が進行するため転園申請の取り下げをすることができません。事情により取り下げを希望する場合は、大至急、保育課までご相談ください。
21	継続確認	転園	継続確認にて転園希望をしましたが5月以降については転園希望を取り下げたいです。	各選考締切日までに松戸市オンライン申請システムから取り下げ申請を実施してください。
22	継続確認	転園	現在、下の子の育休を取得していますが、上の子が小規模保育施設を卒園して3歳以降の保育園を希望した場合の選考点数はどうなりますか。	小規模保育施設または、2歳児クラスまでの保育所(園)を卒園する場合に限り就労証明書に記載のある就労時間での選考点数にて選考を行います。
23	継続確認	転園	申込時点の仕事から転職を予定していますが、選考点数はどうなりますか。	継続確認については4月の転園申請を兼ねております。そのため、締切日を超えて12月1日以降に同じ勤務先でも就労時間が変更になる場合や勤務先が変更となる場合については原則就労内定の点数での選考となります。新たな就労先の就労証明書をご用意ください。
24	継続確認	転園	申請後に会社を退職してしまいました。次の仕事は決まっていますか。	他の要件への切り替えが必要です。要件の確認が取れる書類の提出をお願いします。なお、要件を切り替えないうまま選考で内定となった場合、取り消しとなる場合があります。
25	継続確認	転園	65歳未満の同居人について保育要件の確認取れない場合(就労証明書等が未提出)の選考点数はどうなりますか。	同居人が保育可能と判定され、選考点数が不利になる場合があります。
26	継続確認	転園	2世帯住宅に居住している場合、同居人はどの範囲までになりますか。	原則、同一住所の場合は同居人に該当します。

各種お手続きについてはこちら  
**松戸市オンライン申請システム**  
 →個人向け手続き→子育て・教育  
 →保育園・幼稚園  
 →(上記手続き名を参考にお手続きください)



【問い合わせ先】  
 松戸市  
 子ども部 保育課  
 入所入園担当室  
 047-366-7351